

ものづくり部門 ベンチャー工房学外者利用規程

東京大学大学院工学系研究科 国際工学教育推進機構

ものづくり部門長

当部門のベンチャー工房を利用するに当たっては以下のように定める。

1. 適用範囲

- ① 当部門が指定するベンチャー企業（以下利用者）

2. 利用にあたっての心構え

- ① 当部門のベンチャー工房は、各企業が共同で利用し研究開発に利用するものである。そのため利用する際はルールやマナー等を守り、トラブルや事故等を未然に防ぐこと。
- ② 利用者は当部門を利用してなされた一切の行為及びその結果について責任を負うものとする。
- ③ 機器に備えられている注意事項等を遵守すること。また、部門職員の指示に従うこと。
- ④ 後片付けをきちんと行って退室すること。整理整頓・清掃・清潔。
- ⑤ 分からないことがあれば部門職員に質問すること。また、分からないまま機器類の操作を行わないこと。
- ⑥ 撮影等の行為を行う場合は必ず、部門職員に許可を得ること。
- ⑦ 当部門では試験を行ったという証明書（報告書等）・試験結果の保証は行わない。

3. 禁止事項

利用内容が、故意又は過失の有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、強制的に利用を停止する。

- ① 他人名義や架空名義、虚偽記載、誤記等、申請に事実と異なる記載がある場合
- ② 部門職員の指示に従わないなど、安全上大きな問題があると当部門が判断した場合
- ③ 武器類、銃器類、危険物、毒劇物、化学薬品その他の法令、条例等の規定により所持、携帯、作成することが禁止・制限されている技術・物品・データ等に関連する場合
- ④ 著作権その他の知的財産を侵害している、又は侵害する恐れがあると認められる場合
- ⑤ 公序良俗に反する、あるいは反社会的勢力の利益になると認められる、又は利益になる恐れがある場合
- ⑥ その他、利用することが不適切又は不可能であると当部門が判断した場合

4. 利用方法

- ① 各企業が当施設を利用する際は、原則として押印又は署名を行った申込書および誓約書の提出により利用登録を行うものとする。当部門は、利用登録をもって利用者が本規定に合意したものとみなす。
- ② 入退室の際は、必ず入り口にあるQRコードから入室記録フォームに記入する。
- ③ 部門の利用時間は、平日の9:00 から 17:30まで。3Dプリンター等終夜稼働する機器を利用する場合は、セッティング・回収等の作業を上記時間内に行うこと。職員の休暇等で対応できない場合、事前に告知を行う。

- ④ 昼休憩12：00～12：45の間、職員の対応は行っていないが、機器は使用することができる。
- ⑤ 使用にあたって、利用者は予めWeb上のカレンダーで各設備の空き状況を確認し、事前にWeb予約を行う。
- ⑥ 使用の際は、利用者は必ず各設備の利用記録簿内の指定項目を記入した上で使用する。
- ⑦ 使用の際は利用者自身のUSBメモリ等記録媒体に使用するデータを保存して持参し、データを持ち帰る際にも自身の記録媒体を使用すること。部門での記録媒体の貸し出しは行っていない。

4. 利用料金について

- ① 各設備の利用については有償とし、利用時間、研究協力形態等に応じて利用料金を徴収する。利用料金については、別紙に定める。
- ② 料金の請求は原則として毎月（装置利用終了月に締切、翌月請求）行う。

5. 知財・機密保持について

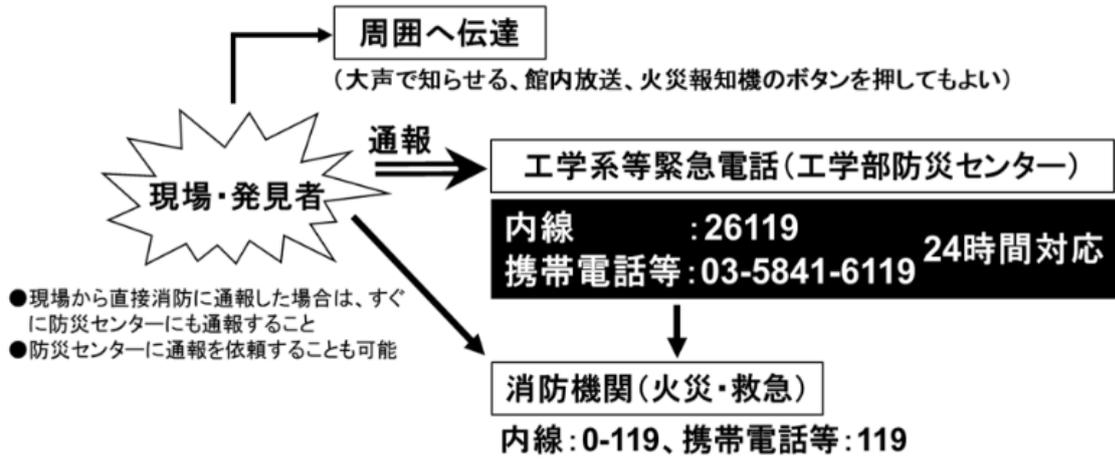
- ① 施設の利用に伴い秘密を開示する必要がある場合、その取り扱いについては事前に協議するものとする。
- ② 当部門は、国立大学法人法第十八条の規定により、利用者の書面による事前同意なしには、利用者の技術・物品・データ等を施設の運用以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩をしない。
- ③ 利用者の責により機密情報が漏洩、または公知となった場合、当部門は補償を行わない。
- ④ 利用者が、設備の利用に伴い発明等を得た場合には、当部門に通知しなければならない。

6. 安全管理

- ① 本学は、利用者の故意又は過失により発生した事故による負傷等に対する補償は行わない。
- ② 利用者の故意又は過失によって、設備等の破損など、当部門に損害を与えた場合には、利用者が弁償するものとする。
- ③ 緊急時には、以下掲載の本郷キャンパス緊急連絡網に従い、まず、部門職員に連絡すること。職員に連絡がつかない場合は工学部防災部門に連絡すること（内線：26119 携帯等：03-5841-6119）。

事故が起きたら

本郷キャンパス緊急連絡網



ものづくり部門ベンチャー工房の利用に係る誓約書

_____（以下「甲」という。）は、国立大学法人東京大学大学院工学系研究科国際工学教育推進機構ものづくり部門（以下「乙」という。）の所有のベンチャー工房の利用に際し、以下の条項を厳守することを、ここに誓います。

第1条（利用対象物）

甲が利用できる対象物は、工学部船舶運動性能試験水槽103号室内に設置されたベンチャー工房とそれに付随する機器、器具とする。

第2条（利用期間）

甲が利用できる期間は、利用申請承諾通知書に記載された期間とする。

第3条（利用料金）

利用に対して、甲は乙に利用月末に発行される請求書に記載された金額を支払う。

第4条（トラブル・故障時の対応及び費用負担）

1. 甲が、利用対象物、設置場所、およびその周辺の装置、人等に損害を与えた時は、甲は速やかにその旨を乙に通知する。
2. 甲の故意又は過失により本利用対象物、設置場所、およびその周辺の装置、人に損害を与えた時は、乙は甲に対し、原状回復の為に必要な修理やその他の費用について損害賠償を求めることができる。
3. 明らかに甲の帰責事由に属さない故障や経年劣化による本利用対象物のトラブルについては、乙が修理・補修等を行う。なお、この種の故障等で生じた甲の損害及びデータトラブル、甲の実験・研究の遅延等については、乙は一切の責任を負わない。

第5条（免責）

1. 急な停電や天災、盗難等により本利用対象物に不具合が生じた場合に甲が被るサンプルの損害や紛失、甲のデータトラブル、実験・研究の遅延等については、乙は一切の責任を負わない。
2. 乙が施設を管理する者として指名した者が勤務する営業時間はもとより、その他の時間帯においても乙の故意又は重大な過失に基づかない原因により、本利用対象物に関連して甲が損害を受けた場合は、乙は損害賠償等の一切の責任を負わない。
3. 甲は、本利用対象物に関して他の利用者その他の第三者との間に生じた取引、連絡、紛争、健康状態の異常等について、甲の費用と責任において処理及び解決するものとし、乙は、当該事項について一切責任を負わない。

第6条（禁止行為）

甲は、以下の行為を行わない。

- ① 本利用対象物の改造や造作。
- ② PCB（ポリ塩化ビフェニール）等の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に定める第一種特定化学物質、アスベスト、水銀含有物、フロンガス、特殊有害物質の使用。
- ③ RI（放射性同位元素）の使用。
- ④ 外部環境に対して悪影響を及ぼす恐れのある行為。
- ⑤ 公序良俗に反する物を作ること。
- ⑥ その他乙が不相当と認めること。

第7条（利用規程）

甲は、本施設の利用にあたって、乙の定める利用規程に従う。

年 月 日

（名称）_____

（住所）_____

（代表者）_____ 印

ものづくり部門ベンチャー工房利用者登録申請書

年 月 日

東京大学大学院工学系研究科 国際工学教育推進機構
ものづくり部門 御中

名 称
住 所
代 表 者
電 話 番 号

印

ベンチャー工房を利用したいので、利用者の登録を申請します。

利用装置名			
利用目的			
利用者名	氏名		連絡先
	氏名		連絡先
	氏名		連絡先
	氏名		連絡先
利用期間	年度		
備考	<p>[注意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 使用する機器設備等は部門職員の指示に従って、細心の注意とマナーをもって使用して下さい。利用者の実験手技が不十分と思われる場合は、使用をお断りすることがあります。 ● 機器設備等の使用中に利用者の責に帰すべき事故のため機器設備等並びに建物等に損害を与えたときは、速やかに報告し、当方の指示により利用者の経費負担のうえ、補てん又は修理して下さい。 ● 施設と機器設備等の使用中における、自然災害または利用者の責に帰すべき事故による利用者の損害(*)は、申請者の責任において措置して下さい。 (*) : 利用者の人的災害、もしくは利用者持ち込み機器等(記憶媒体を含む)の故障、破損、事故。 ● 上記以外の事項についても、部門職員の指示に従って下さい。 		

ものづくり部門ベンチャー工房利用許可証

許可日 年 月 日

企業・団体等の名称:

利用期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

上記の場所、期間について貴団体の利用を許可します。利用規程に定める必要事項等を順守しなかった場合、この許可を取り消すことがあります。

国際工学教育推進機構 ものづくり部門
部門長 杉田 直彦 ㊞